

令和6年 第11回

南会津町農業委員会総会議事録
(公開用)

期 日 令和6年11月18日(月)

会 場 南会津町南郷総合センター

南会津町農業委員会事務局

南会津町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和6年11月18日(月) 午後1時30分
- 2 開催場所 南会津町南郷総合センター
- 3 出席した委員

農業委員 10名

1 番	湯田 重行	2 番	湯田 義三	3 番	酒井 圭
4 番	星 隆一	5 番	芳賀 美紀	6 番	星 洋一
7 番	宗像美由紀	8 番	渡部 和幸	10 番	湯田 孝義
11 番	室井 文一				

農地利用最適化推進委員 4名

館岩第2	芳賀 久	伊南第1	八須賀 智	南郷第1	阿久津研二
南郷第3	大竹 礼人				

- 4 出席した事務局職員

事務局長	星 貴夫	農地管理振興係長	芳賀 隆徳	職員	木村美沙季
------	------	----------	-------	----	-------

- 5 議 事

- 日程第1 欠席委員の報告について
- 日程第2 議事録署名委員の指名について
- 日程第3 報告第1号 会務報告について
- 日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第2号 現況確認証明申請について
- 日程第6 議案第3号 農用地利用集積計画決定について
- 日程第7 議案第4号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

6 会議の概要

事務局長が開会を告げ会長が挨拶をした後、南会津町農業委員会総会
会議規則第5条第1項の規定に基づき、会長が議長となり議事に入る。

議長 それでは、只今から議事に入ります。
日程第1「欠席委員の報告」についてであります。会議規則第4条
の規定により、欠席の届け出がありました農業委員は、9番、岡本寛司
委員であります。

本日の出席委員は10名ですので、農業委員会等に関する法律第27条
第3項の規定による過半数に達しております。また、会議規則第10条の
規定により農地利用最適化推進委員に出席を求めたところ、4名に出席
をしていただいております。

議長 日程第2「議事録署名委員の指名について」であります。会議規則
第20条第2項の規定により、1番、湯田重行委員、8番、渡部和幸委員
を指名いたします。両名には、本総会における議事録への署名をお願い
いたします。

議長 日程第3「報告第1号 会務報告について」を議題といたします。
事務局からご報告をお願いします。

事務局 (事務局長 報告)

議長 只今事務局から会務の報告がありましたが、ご質疑等がございましたら
お願いいたします。ありませんか。

2番 (湯田義三) 農業委員会大会の出席人数の制限はあったか。

事務局 (事務局長) 去年まではコロナの関係で制限があったそうですが、今年
はございませんでした。

議長 他に質問はございませんか。

(「ありません。」の声あり)

議長 ありがとうございます。
質問がないようですので、会務報告を終わります。

議長 日程第4「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」
を議題といたします。

事件番号1について、地区担当調査員の館岩第2区、芳賀久推進委員
から調査結果の説明をお願いします。

館岩2 (芳賀久) 11月12日に直接お会いして調査いたしました。譲渡人は●
●●●●さん。譲受人は○○○○さん。生前贈与でございます。所在地

は、***番、畑、□□㎡。***番、畑、□□㎡。農地法第3条の許可の要件の4つについて聞き取りしたところ、特に問題ありませんでした。以上です。

議長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。
本案に対して、ご質疑ございませんか。

議長 (「ありません」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りします。事件番号1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、事件番号2を議題といたします。
地区担当調査員の南郷第2区、齋藤喜久男推進委員が欠席のため、事務局から調査結果の説明をお願いします。

事務局 (係長) 同じページの事件番号2をご覧ください。譲渡人は●●●●さん。****の方になります。譲受人は○○○○さん。*の方になります。許可を受けようとする土地の表示につきましては、*字***番*、田、面積が□□□㎡となります。申請事由ですが、譲渡人は他市町村へ居住により農業を辞め、譲受人に△△△△円で所有権を移転すると。譲受人は農地を買い受け、トマト生産の規模拡大をされるという話でした。続きまして、農地法第3条の許可の各要件の状況についてですが、1点目、必要な農作業に従事する農作業常時従事要件につきましては、申請書の内容を確認いただいたところ、本人240日、奥様が240日となっており、目安としている年間150日の農作業常時従事要件に問題はありませんでした。2点目、地域との調和要件でございますが、同地区内には集落営農などの組織や他農業者の集積、農地の分断など、他の農地の利用に影響を与えることはないと思われまます。3点目、農地の全てを効率的に耕作する全部効率要件につきましては、トラクター、草刈機、ポンプ、噴霧器の農機具を保有しており、当該申請農地を含め、全ての農地を効率的に耕作管理することに問題はないと思われまます。最後に農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は法人ではありませんので問題ありません。以上、調査いただいた結果、許可が相当であると判断されますのでご審議をお願いいたします。

議長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。
本案に対して、ご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りします。事件番号2について、原案のとおり決定することにご
異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号2については、原案のとおり決定いたしま
した。

議 長 次に、事件番号3を議題といたします。
地区担当調査員の伊南第1区、八須賀智推進委員から調査結果の説明
をお願いします。

伊南1 (八須賀智) 4ページをご覧ください。事件番号3番になります。譲渡
人は●●●●さん。**字***番地。譲受人は○○○さん。**字*
***番地。許可を受けようとする土地の表示については、**字*
**番です。地目は畑、面積は□□㎡、所有権の移転でございます。11
月14日に●●●●さんへ電話、11月15日に○○○さんに直接お会いし
て調査いたしました。申請理由と農地法第3条の許可の要件4つについ
てであります。まず申請理由ですが、譲渡人は病気がちで労力不足に
より農業経営縮小のため△△△△円で売り渡し所有権の移転を行い、譲
受人は、当該申請農地を買い受け、耕作管理を行うため当該農地法第3
条の規定による許可申請を行うものです。農地法第3条の許可の各要件
の状況についてですが、1点目、必要な農作業に従事する農作業常時従
事要件につきましては、申請書の内容を聞き取りしましたところ、本人
100日、子どもが100日、子の妻が75日となっております、目安としている
年間150日の農作業常時従事要件に問題はありませんでした。2点目、
地域との調和要件でございますが、同地区内には集落営農などの組織や
他農業者の集積、農地の分断など、他の農地の利用に影響を与えること
はないと考察されます。3点目、農地の全てを効率的に耕作する全部効
率要件につきましては、トラクター、耕運機などの農機具を保有してお
り、当該申請農地を含め、全ての農地を効率的に耕作管理することに問
題はないと思われま。最後に、農地所有適格法人要件につきましては、
譲受人は法人ではありませんので問題ありません。以上、調査の結果、
許可が相当であると判断されますのでご審議をお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。
本案に対して、ご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りします。事件番号3について、原案のとおり決定することにご
異議ございませんか。

- 議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号3については、原案のとおり決定いたしました。
- 議 長 次に、事件番号4を議題といたします。
地区担当調査員の南郷第3区、大竹礼人推進委員から調査結果の説明をお願いします。
- 南郷3 (大竹礼人) 11月14日に電話で調査いたしました。調査をした内容は、申請理由と農地法第3条の許可の要件4つについてであります。まず申請理由ですが、譲渡人は他市町村へ居住により農業を廃止し、△△△円で売り渡し所有権の移転を行い、譲受人は当該申請農地を買い受け、経営規模の拡大を行うため当該農地法第3条の規定による許可申請を行うものです。次に農地法第3条の許可の各要件の状況についてですが、1点目、必要な農作業に従事する農作業常時従事要件につきましても、申請書の内容を聞き取りしましたところ、本人180日、妻180日となっており、目安としている年間150日の農作業常時従事要件に問題はありませんでした。2点目、地域との調和要件でございますが、同地区内には集落営農などの組織や他農業者の集積、農地の分断など、他の農地の利用に影響を与えることはないと考えられます。3点目、農地の全てを効率的に耕作する全部効率要件につきましても、耕運機を保有しており当該申請農地を含め、全ての農地を効率的に耕作管理することに問題はないと思われま。最後に、農地所有適格法人要件につきましても、譲受人は法人ではありませんので問題はないかと思ひます。以上調査の結果、許可が相当であると判断されますのでご審議をお願いいたします。
- 議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。
発言のある方は挙手願ひます。
本案に対して、ご質疑ございませぬか。
- 議 長 (「ありませぬ」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りします。事件番号4について、原案のとおり決定することに
異議ございませぬか。
- 議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号4については、原案のとおり決定いたしました。
- 議 長 次に、事件番号5を議題といたします。
地区担当調査員の南郷第3区、大竹礼人推進委員から調査結果の説明をお願いします。
- 南郷3 (大竹礼人) 11月14日に電話で調査いたしました。調査をした内容は、

申請理由と農地法第3条の許可の要件4つについてであります。まず申請理由ですが、譲渡人は、他市町村へ居住により農業を廃止し、△△△円で売り渡し所有権の移転を行い、譲受人は当該農地を買い受け経営規模の拡大を行うため、当該農地法第3条の規定による許可申請を行うものです。次に農地法第3条の許可の各要件の状況についてですが、1点目、必要な農作業に従事する農作業常時従事要件につきましては、申請書の内容を聞き取りしましたところ、本人180日、妻180日となっており、目安としている年間150日の農作業常時従事要件に問題はありませんでした。2点目、地域との調和要件でございますが、同地区内には集落営農などの組織や他農業者の集積、農地の分断など、他の農地の利用に影響を与えることはないと考えられます。3点目、農地の全てを効率的に耕作する全部効率要件につきましては、耕運機を保有しており当該申請農地を含め、全ての農地を効率的に耕作管理することに問題はないと思われまます。最後に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は法人ではありませんので問題ありません。以上調査の結果、許可が相当であると判断されますのでご審議をお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。
本案に対して、ご質疑ございませんか。

7 番 (宗像美由紀) ○○さんはトマトを作付けされていると思うが、今ある圃場と新しく譲り受ける圃場の位置関係はどんな感じか。

南郷3 (大竹礼人) 今ある圃場が***地区、今回の圃場は**地区で、**地区の家を買って転居するとのことで、その家の近くだそうです。

議 長 他に質問はございませんか。

議 長 (「ありません」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りします。事件番号5について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号5については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、事件番号6を議題といたします。
地区担当調査員の南郷第2区、齋藤喜久男推進委員が欠席のため、事務局から調査結果の説明をお願いします。

事務局 (係長) 6ページの事件番号6になります。譲渡人、●●●●さん。*の方になります。譲受人、○○○さん。*の方になります。許可を受け

ようとする土地の表示につきましては、*字***番*、田、□□□m²。同じく*字****番*、田、□□□m²。所有権の移転になります。申請理由といたしましては、譲渡人から譲受人が農業経営基盤強化促進法により賃貸借権を設定し耕作していた申請農地を譲り受け、引き続き耕作をするというような内容になっております。無償での贈与です。続きまして、農地法第3条の許可の各要件の状況についてですが、1点目、必要な農作業に従事する農作業常時従事要件につきましては、申請書の内容を聞き取りしていただいたところ、本人250日、奥様が180日となっており、目安としている年間150日の農作業常時従事要件に問題はありませんでした。2点目、地域との調和要件でございますが、同地区内には集落営農などの組織や他農業者の集積、農地の分断など、他の農地の利用に影響を与えることはないと思われまます。3点目、農地の全てを効率的に耕作する全部効率要件につきましては、トラクターを保有しており、当該申請農地を含め、全ての農地を効率的に耕作管理することに問題はないと思われまます。最後に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は法人ではありませんので問題ありません。以上調査の結果、許可が相当であると判断されますのでご審議をお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。
本案に対して、ご質疑ございませんか。

2 番 (湯田義三) 譲渡人と譲受人の関係は。まるっきり他人か。

事務局 (係長) すみません、そこまで調査をしていないのですが、他人だと思
います。〇〇〇さんについては、以前、農業委員をやられていた〇さん
です。

議 長 他に質問はございませんか。

(「ありません」の声あり)
議 長 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りします。事件番号6について、原案のとおり決定することにご
異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)
議 長 異議なしと認め、事件番号6については、原案のとおり決定いたしま
した。

議 長 次に、事件番号7を議題といたします。
地区担当調査員の田島第7区、堀金良雄推進委員が欠席のため、事務
局から調査結果の説明をお願いします。

事務局 (係長) 事件番号7番になります。譲渡人、●●●●さん。**の方に

なります。譲受人、〇〇〇〇〇さん。**の方になります。許可を受けようとする土地の表示につきましては、**字****番、田、□□㎡。同じく**字****番、田、□□㎡。同じく**字****番、田、□□□㎡となります。全て所有権の移転になります。申請事由につきましては、譲渡人は親戚へ贈与し、譲受人は当該申請農地を相手方の要望により譲り受け、耕作管理を行うという内容になっております。続きまして、農地法第3条の許可の各要件の状況についてですが、1点目、必要な農作業に従事する農作業常時従事要件につきましては、申請書の内容を聞き取りいただいたところ、本人150日となっており、目安としている年間150日の農作業常時従事要件に問題はないと思われます。2点目、地域との調和要件でございますが、同地区内には集落営農などの組織や他農業者の集積、農地の分断など、他の農地の利用に影響を与えることはないと考えられます。3点目、農地の全てを効率的に耕作する全部効率要件につきましては、トラクター、田植機、コンバインの大農機具は保有されていませんが、現在耕作を依頼されている方に対し引き続き水稲作付の依頼をする予定ですので、耕作管理には問題ないと思われます。最後に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は法人ではありませんので問題ありません。以上調査の結果、許可が相当であると判断されますのでご審議をお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。
本案に対して、ご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りします。事件番号7について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号7については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、事件番号8を議題といたします。
地区担当調査員の南郷第1区、阿久津研二推進委員から調査結果の説明をお願いします。

南郷1 (阿久津研二) 11月14日に●●●●さんと直接お会いして、現地を確認、調査をいたしました。調査をした内容は、申請理由と農地法第3条の許可の要件4つについてであります。まず申請理由ですが、親子間、●●●●さんと息子さんの〇〇〇〇さんの生前贈与を行うため、農地法第3条の規定による許可申請を行うものです。詳しくは7ページにありますが、田1筆と畑15筆、計16筆、□□□㎡で、無償での生前贈与という形になります。次に農地法第3条の許可の各要件の状況についてで

すが、1点目、必要な農作業に従事する農作業常時従事要件につきましては、申請書の内容を聞き取りしましたところ、本人100日、母100日となっており、目安としている年間150日の農作業常時従事要件に問題はありませんでした。2点目、地域との調和要件でございますが、同地区内には集落営農などの組織や他農業者の集積、農地の分断など、他の農地の利用に影響を与えることはないと考えられます。3点目、農地の全てを効率的に耕作する全部効率要件につきましては、トラクター、管理機、噴霧器の農機具を保有しており、当該申請農地を含め、全ての農地を効率的に耕作管理することに問題はないと思われます。最後に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は法人ではありませんので問題ありません。以上調査の結果、許可が相当であると判断されますのでご審議をお願いいたします。

議長

説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。
本案に対して、ご質疑ございませんか。

1番

(湯田重行) ○○○○さんは***の住所になっているが、通って農業をやるということか。

南郷1

(阿久津研二) ○○さんにも聞き取りしようとして何度か電話をしたのですが繋がりませんでした。この木伏地区の農地は、●●さんと奥様の二人で管理していたそうです。

職務代理

父親の健康状態は。

南郷1

(阿久津研二) ●●さんは◆歳です。

職務代理

となると大体想像がつくのは、母親がほとんど管理していたと思われる。○○さんは***で◇◇◇の仕事をしている。仕事の内容までは分からないが、***に来て40年くらいだと思う。土日だけでも行けばある程度の日数になるけども。本当に自分でやるのかなと。

事務局

(係長) 最近の傾向として、親子間の生前贈与が増えてきています。というのも、不動産登記制度の見直しがされて、相続しないと罰金になるという扱いが国の方でなされているのを受けて、農地の状況が分かる状態で後継者へ早めに移譲したいという思いから、親子間の生前贈与が頻繁に行われているのかなと考えています。1番最初に芳賀久委員から説明があった●●●●●さんと○○○○さん、これも同じような案件です。息子さんは実際**にいらっしゃいますが、お父様とお母様で農地を管理されているのではないかなという状況が目に見えます。ご本人は会社員なのでそれほど農業をされていないと思います。そういった情勢もありますので、親子間の生前贈与というものは、耕作しているしていないよりも、所有者不明農地を出さないという名目もありますので、こうい

った案件は許可するのが相当なのかなと事務局では思います。

1 番 (湯田重行) 耕作してもらわないと耕作放棄地になってしまうから、そこが心配。

議 長 他に質問はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りします。事件番号8について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、事件番号8については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、事件番号9を議題といたします。
地区担当調査員の南郷第3区、大竹礼人推進委員から調査結果の説明をお願いします。

南郷3 (大竹礼人) 11月12日に〇〇さんに直接お会いして調査いたしました。調査をした内容は、申請理由と農地法第3条の許可の要件4つについてであります。まず申請理由ですが、譲渡人は、他市町村へ居住により農業を廃止し、△△△△円で売り渡し所有権移転を行い、譲受人は、当該申請農地を買い受け、経営規模の拡大を行うため、農地法第3条の規定による許可申請を行うものです。次に農地法第3条の許可の各要件の状況についてですが、1点目、必要な農作業に従事する農作業常時従事要件につきましては、申請書の内容を聞き取りしましたところ、本人240日、妻200日となっており、目安としている年間150日の農作業常時従事要件に問題はありませんでした。2点目、地域との調和要件でございますが、同地区内には集落営農などの組織や他農業者の集積、農地の分断など、他の農地の利用に影響を与えることはないと考えられます。3点目、農地の全てを効率的に耕作する全部効率要件につきましては、耕作管理機を保有しており、当該申請農地を含め、全ての農地を効率的に耕作管理することに問題ないと思われれます。最後に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は法人ではありませんので問題ありません。以上調査の結果、許可が相当であると判断されますのでご審議をお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。
本案に対して、ご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りします。事件番号9について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号9については、原案のとおり決定いたしました。
以上で、議案第1号の審議を終了します。

議 長 続きますで、日程第5「議案第2号 現況確認証明申請について」を議題といたします。
事件番号1について、地区担当調査員の田島第10区、渡部茂推進委員が欠席のため、事務局から調査結果の説明をお願いします。

事務局 (係長) 資料の10ページをご覧ください。事件番号1番になります。申請人の表示につきまして、●●●さん。＊＊県＊＊市の方になります。証明を受けようとする土地の表示につきましては、＊＊字＊＊＊番＊。公簿上の地目は畑、現況は宅地、面積は□□㎡。利用の状況も宅地となっております。非農地の理由といたしまして、平成3年に物置を新築し現在に至るということで、資料1をご覧くださいと思います。家の写真がありますが、家のすぐ脇の車庫のような小屋が建っているこの部分になります。こちらの案件については、先月の総会で同じく現況確認証明の事件番号1としてあげさせていただきましたが、資料の1番最後に付いているとおり、農地法第5条の許可が出ているのではないかとこのところ本人に許可証の確認等していただくため、継続審議で11月に持ち越したものです。その後、許可証は手元にないということで、今回、現況確認証明により地目変更登記を行う流れになっております。許可証がないこと、現地に建物が建っているということで、証明には問題ないと思われま。以上です。

議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
本案に対して、ご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしました。

議 長

次に、事件番号2を議題といたします。
地区担当調査員の南郷第3区、大竹礼人推進委員から調査結果の説明をお願いします。

南郷3

(大竹礼人) 11月15日に電話で調査いたしました。調査をした内容は、現況確認証明の許可の条件4つについてであります。資料は2番になります。申請理由ですが、平成12年12月31日に当該土地上に農機具格納庫が建てられ、宅地となり、現在までその状況が継続しているため、現況確認証明により土地地目変更登記を行うためです。次に現況確認証明の許可の条件4つについて説明します。1点目、山林原野化あるいは宅地化し、農地に復元することが著しく困難な土地であることについてありますが、申請地は平成12年に農機具格納庫を新築して継続使用されていることから農地への復旧は考えにくいと思いますので、農地への復旧は適切ではないと思われまます。2点目、農地転用許可を受けた土地、農地法の規定や許可の条件に違反する状態の土地ではないことにつきましては、事務局に確認していただいたところ、農地転用の許可を受けた経過は見られませんでした。また、無断転用の状態にあることを行政から指摘した経過もありませんでしたので問題ありません。3点目、農用地区域内の農地ではないことにつきましても事務局に確認していただきましたが、申請地は、農用地区域内の農地ではないとのことですので問題はあります。最後に4点目、非農地化してから20年以上その状態が継続しているという点につきましては、申請書に記載のあるとおり、平成12年12月より、農機具格納庫として継続利用されていることから、20年以上非農地化しているものと思われまます。現在は取り壊して、基礎だけが残っている状態です。以上の調査の結果、証明が相当であると判断されますのでご審議をお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
本案に対して、ご質疑ございませんか。

議 長

(「ありません」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号2について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長

(「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号2については、原案のとおり決定いたしました。

議 長

次に、事件番号3を議題といたします。
地区担当調査員の田島第10区、渡部茂推進委員が欠席のため、事務局から調査結果の説明をお願いします。

にご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号3については、原案のとおり決定いたしました。
以上で、議案第2号の審議を終了します。

議 長 続きまして、日程第6「議案第3号 農用地利用集積計画決定について」を議題といたします。
事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 (木村) 議案第3号、農用地利用集積計画決定について説明いたします。議案書の12ページをご覧ください。利用権設定11月分の内訳になります。再設定、田、3筆、□□□㎡。新規設定、田、3筆、□□□㎡。合計、田、6筆、□□□㎡となっております。13ページに一覧がございますので、確認していただければと思います。以上です。

議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
本案に対して、ご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし。」の声あり)
異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。
以上で、議案第3号の審議を終了いたします。

議 長 続きまして、日程第7「議案第4号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」を議題といたします。
事務局から議案の説明をお願いいたします。

事務局 (木村) 議案第4号、農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について説明します。議案書15ページから16ページに一覧がございます。今回、一括方式での利用権設定は24件で、再転貸はありません。農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により意見を求められておりますので、議案書の通り適当と認めてよいか伺うものです。なお、耕作者については、同法に係る貸付相手方に関する要件について条件を満たしていることが確認できています。以上です。

議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。

- 本案に対して、ご質疑ございませんか。
- 議 長 (「ありません」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
- 議 長 (「異議なし。」の声あり)
異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。
以上で、議案第4号の審議を終了いたします。
- 議 長 総会に付議されました議事案件は、全て終了いたしました。
次に、協議事項について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 (事務局長 令和6年度農地利用最適化の推進に関する意見(案)について説明)
- 議 長 説明が終わりました。何か質問ございませんか。
- 議 長 (「ありません」の声あり)
質問がないようですので、次回総会までの業務日程について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 (事務局長 業務日程について説明)
- 議 長 説明が終わりました。何か質問ございませんか。
- 議 長 (「ありません」の声あり)
質問がないようですので、その他に入ります。
皆様の方から質問がありましたらお願いします。ございませんか。
- 事務局 (係長 農業者年金のオンラインセミナーについて説明)
- 職務代理 (職務代理 農業委員大会の内容等について説明)
- 議 長 他に皆様からございませんか。
- 議 長 (「ありません」の声あり)
無いようなので代理の方から閉会の言葉をお願いします。
- 職務代理 長時間に亘りありがとうございました。これを持ちまして終了といたします。ありがとうございました。

閉会 午後 2時34分

上記のとおり、会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためここに署名する。

議 長

1 番

8 番